

# 議 事 録

## 平成 28 年度四万十町農業委員会第 4 回定例総会

- 日 時 平成 29 年 3 月 27 日 (月) 15 時 30 分開議
- 場 所 四万十町役場 本庁 (東庁舎) 1 階多目的大ホール
- 日 程
- 第 1 指定第 9 号 会期の決定について
  - 第 2 指定第 10 号 議事録署名委員の指名について
  - 第 3 報告第 4 号 平成 28 年度四万十町農業委員会活動報告について
  - 第 4 議案第 10 号 平成 29 年度四万十町農業委員会活動方針及び活動計画について
  - 第 5 議案第 11 号 四万十町農業振興地域整備計画の変更について
  - 第 6 其他
- 追加日程第 1 報告第 5 号 農業委員会事務局職員の人事異動について

### 〔出席者〕

- 1. 竹内 純
- 2. (欠員)
- 3. 山本 奨一
- 4. 下元 誠一郎
- 5. 那須 富男
- 6. 甫喜本 治誠
- 7. (欠席)
- 8. 吉良 榮
- 9. 松田 武章
- 10. 小野 重明
- 11. 田村 久美子
- 12. 坂本 功
- 13. (欠席)
- 14. 佐々木 通
- 15. 市川 正司
- 16. 山本 道雄
- 17. 宮谷 和夫
- 18. (欠席)
- 19. 武内 亮
- 20. 宗海 弘
- 21. 林 一將
- 22. 下元 一明
- 23. 秋田 公幸
- 24. 芝 陽一
- 25. 河上 茂秋
- 26. 中原 英昭
- 27. 山崎 力
- 28. (欠席)
- 29. 西井 健夫
- 30. 佐々木 汀
- 31. 岡林 景補
- 32. 宮崎 恵美子
- 33. 池本 宗生
- 34. 西本 茂子
- 35. 山脇 文男
- 36. 上戸 利夫
- 37. 太田 祥一
- 38. 林 幸一

### 〔欠席者〕

- 7. 平野 建夫
- 13. 武内 榮
- 18. 芝 俊樹
- 28. 廣井 栄治

### 〔説明者〕

農林水産課 橋本剛臣

### 〔事務局〕

西谷久美・林和利・上川優・山本英明・友永龍二・横山祥与

(会議の要領)

議 長 皆さんこんにちは。部会に引き続き、総会に出席いただきありがとうございます。今年度最後の総会となりました。皆様1年間ご苦勞様でした。3月に入りまして、8日から17日まで10日間の日程で3月議会が開催されました。今回は、農業委員会に一般質問があり、現状や法改正による今後の農業委員会がどうなるのか、又、この改正の中で会長はどう思うかという内容でした。公選制が廃止され選任制に変わったこと、農業委員数が半分にになり農地利用最適化推進委員が新たに設置されたこと、このように変わった事を町民の皆様にお示しをしなければならないこと、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割もお知らせしていかなければならないと答弁をいたしました。まずは私たち委員がしっかりと理解し、町民の皆様にお知らせしていくように考えております。役員会の中でも、改正について協議し、新体制になった南国市農業委員会を訪問し研修をさせていただきました。その他の中で、検討中の資料について説明いたしますのでご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、平成28年度四万十町農業委員会第4回定例総会を開会いたします。四万十町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行ないます。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号26番中原委員にお願ひいたします。

26番 四万十町農業委員会憲章の発声

～朗読～

議 長 ありがとうございます。ご着席下さい。

会議の成立についてですが、委員総数は37名で、そのうち本日の出席委員は33名です。四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により、過半数の委員が出席しておりますので本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程及び議案はお手元に配布のとおりであります。それでは議事に移ります。日程第1、指定第9号会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。平成28年度四万十町農業委員会第4回定例総会の会期は3月27日、1日といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本総会の会期は3月27日 1日といたします。

次に、日程第2、指定第10号議事録署名委員の指名についてを議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名いたしたいと思ひます。議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、議事録署名委員に27番 山崎委員と29番 西井委員

を指名いたします。 尚、会議書記は事務局職員にお願いします。

これより、日程第3、報告第4号平成28年度四万十町農業委員会の活動報告についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第4号平成28年度四万十町農業委員会の活動報告について説明申し上げます。

農地利用最適化の推進を重点に位置づけられた改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行されました。農業委員会は、これまで以上に担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消対策、担い手の確保・育成などの活動の強化とその成果が求められた中で、農地中間管理事業の推進、農地利用状況調査・意向調査、農業者年金加入推進、農業委員会だより・四万十町ホームページによる情報発信等様々な活動を進めてまいりました。新制度への移行準備については、農業委員全員研修会参加や役員による先進地農業委員会視察研修等を行い、目指すべき農業委員会の姿を協議した1年でありました。

委員会の主な活動としまして、総会につきましては、臨時総会平成28年5月31日から大正にて、第1回定例総会平成28年6月24日十和地域振興局にて、第2回定例総会平成28年9月26日四万十町役場本庁にて、第3回定例総会平成28年12月22日から大正にて、第4回定例総会平成29年3月27日四万十町役場本庁にて、年間5回実施しております。

役員会につきまして、総会前の議案協議及び平成30年9月の新体制移行に向けて準備協議を行っております。新体制にて活動を行っている南国市農業委員会を訪問、視察研修を行いました。

農地部会につきまして、農業委員会の業務の柱である法令業務を、透明性、公正、公平性をもって運用し、適正かつ円滑な運用に努めております。農地転用につきましては、1種農地に該当する申請が多く、今年度より市町村農業委員会が行う高知県農業会議常設審議委員会への説明が必要でした。昨年につき、農地中間管理事業の農地集積案件も多くありました。毎月の農地部会における農地法等の審議案件の処理件数は、お手元にお配りしておりますとおりで。

農業政策部会につきまして、広報等検討委員会の情報発信活動により、「四万十町農業委員会だより」第21号、22号を発行しております。全国農業新聞四国総局並びに全国農業新聞四国各県支局主催の「第30回四国ブロック農業委員会情報紙コンクール」において最優秀賞を受賞いたしました。

農業振興部会につきまして、遊休農地解消に向けた取り組みとして、農地パトロール・農地利用状況調査及び意向調査を行い、所有者への意向確認の結果、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告する件数はありませんでした。しかし、農地中間管理事業を活用できる農地は無く、遊休農地について今後取るべき有効な対策は見いだせず課題となっております。農地集積については、関係機関と役割分担のもと可能な農地は農地中間管理事業への推進を実施しておりますが、大正・十和地域においては有効な対策とはならず、地域に合った営農を考えなければならない状況です。全町的に、農家の高齢化・担い手対策が大きな課題であります。窪川農業振興部会としまして、平成28年9月16日作況調査・農地パトロールを実施。大正・十和農業振興部会としまして、平成28年8月25日セネガ栽培圃場視察、平成28年11月20日西部地区産業祭へ参加し、ジャンボかぼちゃコン

テスト、重量当てクイズ、チャリティバザー、農家相談、農業者年金加入の推進、全国農業新聞の購読推進を行っております。

主な会議及び委員研修につきまして、5月全国農業委員会会長大会、8月先進地視察研修、議会産業建設常任委員会との意見交換会、9月農業委員全員研修会、次世代園芸施設視察研修、11月中国四国ブロック女性農業委員研修会、12月全国農業委員会会長代表者集会、農業者年金加入推進等研修会、1月新体制移行先進地南国市農業委員会視察研修、四万十農協生産者組織代表者農業振興意見交換会、3月こうち女性農業委員ネットワーク総会に参加しております。中国四国ブロック女性農業委員研修会につきまして、今年度は高知県で開催でしたが、来年度は山口県での開催となっております。以上です。

議長 事務局より報告が終わりました。それでは、報告第4号に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 無いようですので、報告第4号 平成28年度四万十町農業委員会の活動報告についてを終わります。続いて、日程第4議案第10号 平成29年度四万十町農業委員会の活動方針及び活動計画についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号平成29年度四万十町農業委員会の活動方針及び活動計画について説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。活動方針につきまして、遊休農地の発生防止・解消対策や担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入の促進を柱とする農地利用の最適化の推進を重点化した改正農業委員会法が施行されて1年が経過しました。農業委員会は地域の農業者の代表として、農地制度の適正な執行、意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、農地利用の最適化に向けた取り組みの強化を図っていきます。

活動計画といたしまして、委員会が所掌する法令に基づく業務のほか、各部会相互の協調と連携を図りながら方針に沿った活動を行います。

定例総会及び臨時総会について、定例総会の開催については、年4回 6月、9月、12月、3月とし、窪川農地部会、大正・十和農地部会と同日に行い、臨時総会については、必要に応じて開催いたします。お手元に年間計画表(案)をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

新体制移行に向けた取り組みにつきまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴う平成30年9月1日の新体制移行について、先行事例の取り組みを参考に、委員会の移行が円滑に進むように役員を中心に準備を進めます。

委員研修等の実施につきまして、本町の農業の抱える問題を整理し、地域に合った研修を行うことにより、農業委員自らの資質向上に努めるとともに、法改正による新体制移行について研修を行います。

関係機関等との連携につきまして、農業委員会ネットワーク機構・国・県・町行政部局・農協等各農業団体との連携を密にし、新たな情勢や経済情報を的確に把握するよう努めます。

農業者や地域に根ざした活動につきまして、各部会を中心に町内の各種行事やイベント等に参加し、農業者や地域が抱えている実情や諸問題についての相談活動を行い、

農業者の老後生活の安定のため、農業者年金加入推進に取り組みます。

各部会の活動としまして、各部会が所掌する法令に基づく業務のほか、活動方針に沿った各部会の業務を実施いたします。農地部会の重点的な取り組みは、法令業務の適正な執行、農地利用状況調査及び意向調査の結果により農地集積・遊休農地解消対策とします。

農業政策部会の重点的な取り組みは、活動を通じて明らかになった課題を取りまとめ、必要に応じて行政機関へ意見提出を行い、情報発信として、農業委員会だよりを年2回発行します。又、四万十町婚活連絡協議会等、組織団体の婚活への取り組み情報を共有し、連携を図りながら後継者対策を進めます。

農業振興部会の重点的な取り組みは、農地中間管理事業を積極的に活用した農地集積及び遊休農地の解消に取り組むため、農地利用状況調査及び意向調査等による農地の総点検を実施し、非農地判断、守るべき農地の範囲の明確化の検討を行います。また、人・農地プランなど地域の農業者等の話し合いを推進し、地域農業の担い手の掘り起こしを行いながら、大正、十和地域については、実情にあった営農支援の検討を行います。それぞれの活動につきましては、4月以降の各部会で協議・決定し実施いたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第10号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議 長 無いようですので、質疑を終結し採決をします。  
議案第10号平成29年度四万十町農業委員会の活動方針及び活動計画について、本案を原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 挙手全員であります。よって、議案第10号平成29年度四万十町農業委員会の活動方針及び活動計画については、原案のとおり可決されました。ここで、小休にいたします。

議 長 正会にいたします。日程第5議案第11号四万十町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、平成29年3月14日付で町長より協議のありました四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

農林水産課 農林水産課の橋本です。よろしくお願ひいたします。

それでは、四万十町農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。今回は、概要にも記載しておりましたが、前回の見直しから5年を経過しており前回の整備計画を基本として5年間の編入や除外等を反映させた変更となっております。

農用地については、5年間の編入が約40ha、除外が約5.8ha、軽微な変更が約1ha、ほ場整備による面積増加が約2.3haとなっております。その他に、荒廃農地調査のB分類との照合をし、再生利用が困難と見込まれる農地を約8ha除外しました。今回の申し出につきまして、編入については主に本在家集落が中山間直払事業に29年度より取り組むため約1.2ha編入、除外が約1ha、軽微な変更が0.1ha、又、古城のほ場整備による面積増加が

約 0.4 ha となっています。以上が主な農用地の変更です。

その他、計画書では高速自動車道の延伸整備計画が予定され、今後農用地が 5.9ha 減少する予定で、農用地利用計画を柱に構成し今後概ね 5 年を見通した農業の基本的な方向性を示しています。今回の方針では、農地確保の取り組みをするために第 2 農業生産基盤の整備開発計画として、松葉川の米奥地区 20 ha と東又の志和地区 10 ha の区画整備の計画、第 3 農用地等の保全計画では、ため池の改修工事を計画しています。又、第 5 農業近代化施設の整備計画について、環境保全型農業を推進し環境に配慮した資源循環型農業を推し進めるとともに、6 次産業化に向けた加工施設等の整備を計画し、その他、第 8 生活環境施設については、水道施設や町道の改良計画を変更しています。

全体的には、土地の有効利用を図りながら地域住民の安全性、保健性を確保し利便性・快適性・文化性を高めるために生活環境等公共用地の確保に努めるなど、総合的かつ計画的な土地利用を推進する計画となっています。以上が農業振興地域整備計画の変更の説明となりますが、ご審議の程、宜しくお願ひいたします。

議 長 担当課の説明が終わりました。それでは、議案第 11 号につきまして質疑を許します。質疑はありませんか。

議 長 再生利用が困難な農地を 8ha 除外しておりますが、農業委員会の調査で遊休農地 128ha を確認しております。この農地を執行部としてどう考えておりますか。

農林水産課 すべての農地にチェックを掛けまして、農振農用地に入っている部分を除外しております。農業委員会の調査したそのほかの農地は、農振農用地には入っておりませんでした。

議 長 分かりました。他に質疑はありませんか。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決を行いません。議案第 11 号四万十町農業振興地域整備計画変更について、本案を原案のとおり承認し、四万十町長に回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって、議案第 11 号四万十町農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。尚、四万十町農業振興計画変更について確定は 6 月頃になりますので、それまでに軽微な変更や字・地番等の誤りの修正がある場合は町当局と会長の協議で行なうものと思ひます。ご異議ございませんか。

議 長 異議がないようですのでそう決定いたします。小休にいたします。

議 長 正会にいたします。

お諮りします。ただ今、お手元に配布いたしました報告第 5 号農業委員会事務局職員の人事異動について、追加日程第 1 として日程を変更し、ただ今より議題とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員です。ただ今より追加日程第 1、報告第 5 号農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。本議題につきましては、四万十町農業委員会会長に対する事務委任規則第 1 条により、本委員会の職員の任免を行うものです。同規則第 2 条の規定によりその内容について事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、報告第 5 号農業委員会事務局職員の人事異動について説明します。任年月日は、平成 29 年 4 月 1 日付けとなっております。山本英明 農業委員会事務局への出向を解く。中屋大樹 農業委員会西部駐在所主幹を命ずる。以上です。

議長 報告第 5 号農業委員会事務局職員の人事異動についてを終わります。  
それでは、日程第 6、その他についてを議題とします。平成 28 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、平成 29 年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、平成 28 年度利用状況調査及び意向調査の結果の 3 項目につきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、お手元の様式 2 の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）をご覧ください。農業委員会の活動の点検評価、活動計画等につきましては、平成 28 年 3 月の国の通知により、案を作成し農業委員会にて決定後 6 月末に公表することとなっております。今回の案で特にご確認いただきたい所は、活動や評価等の具体的な内容の部分であります。頂いた意見を整理し、次の総会で決定しホームページで公表をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。最初のページの農業委員会の状況につきましては、平成 28 年 4 月 1 日の内容となっております。遊休農地に関する措置に関する評価のページをご覧ください。現状と課題ですが、昨年度より大きく変わった所はありません。目標及び実績ですが、解消目標面積を 2.2ha としておりました。実績は 17.6ha です。半数は B 分類に移行したもので、残りは農地として解消となったものです。2 の目標の達成に向けた活動としましては、全農業委員による 7 月から 8 月の農地利用状況調査、9 月から 11 月に意向調査、12 月から 1 月結果取りまとめです。意向調査第 32 条第 1 項第 1 号の A 分類につきまして、26 筆、1.6ha の調査を実施しております。目標及び活動に対する評価の項目ですが、目標に対する評価は、解消目標の面積以上に遊休農地の解消が図れたが、解消面積の約半分は既に山林化し再生利用が困難と見込まれる農地であると判断したもので、今後も活動を通して遊休農地の解消に努めるです。活動に対する評価ですが、国の通知に従い活動計画のとおり、昨年度までの調査時期よりも 1~2 ヶ月早めに利用状況調査を町内全域対象に担当農業委員が実施。又、利用意向調査についても計画どおり実施し、調査結果を関係機関へ報告しております。来年度も同じく実施いたします。違反転用への適正な対応につきまして、確認した違反転用は無しです。活動実績は、8・9 月に利用状況調査や農振部会による農地パトロール、年間を通じて農業委員が担当地区の見回りを行い、全戸を対象に 9 月 3 日に農業委員会だよりで広報し周知を図っております。活動に対する評価は、違反転用は発生していないが今後も農地パトロールや担当農業委員の見回りを行うことが必要です。次に、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、農地法 3 条の処理件数は 57 件です。農地転用については、32 件で、事実関係の確認は申請書類の確認を行うとともに担当地区の農業委員が現地確認及び聞き取り

を行っており、総会等での審議については、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに担当地区委員より事実確認・状況等の報告を受け審議を行っております。結果の公表については、議事録にて詳細に記載し、ホームページで公表しております。標準処理期間は、申請書受理から 28 日、平均処理期間は 20 日となっております。農地所有適格法人からの報告への対応につきまして、管内の農地所有適格法人数は 3 法人で、それぞれから報告を受けております。情報の提供ですが、賃借料調査対象件数は 97 件、農地の権利移動調査対象件数は 992 件で、それぞれホームページにて公表しております。農地台帳の整備は、対象農地面積 3230ha で、利用状況調査の結果、相続の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等その他補足調査を実施し年約 2 回更新しております。情報の提供は、平成 27 年 4 月より農地情報公開システムで公表しております。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきまして、委員の皆様や事務局に対してご意見等がありましたら記載いたします。事務の実施状況の公表等は、議事録等ホームページで公表しております。

続きまして、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。最初のページの耕地面積ですが、耕地及び作付面積統計における面積で 2580ha、農地台帳面積は 3236ha となっております。遊休農地に関する措置につきまして、遊休農地面積 A 分類ですが、1.6ha で課題としましては、少子・高齢化による後継者不足や不在地主の増加等により、中山間地等の条件不利地では遊休化する農地の増加が考えられます。目標とする遊休農地の解消面積は、0.8ha、昨年度の実績及び農林水産課と協議し設定しております。調査方法等につきましては、28 年度と同様としております。違反転用への適正な対応につきまして、違反転用はありませんが引き続き監視活動が必要です。平成 29 年度の活動計画としましては、農振部会で農地パトロールを行うが、年間を通じて農業委員が担当地区をパトロールし、違反転用がないよう注意し、又、農業委員会だより等の広報で周知を図ります。以上が各案についての説明です。

続きまして、農地法第 30 条に係る農地利用状況調査の報告をさせていただきます。国に報告しました平成 29 年 1 月 1 日現在の数値です。農地面積約 3235ha で内訳はお手元の資料のとおりです。遊休農地 A 分類の面積約 1.6ha で、窪川地区約 1.3ha、大正地区約 0.1ha、十和地区約 0.2ha です。内訳として、新規発生 0.4ha 増、再発生 0.3ha 増、農地への再生 8.9ha 減、B 分類への移動 8.9ha 減、その他基盤整備・国土調査等 0.7ha 減となっております。遊休農地 B 分類の面積約 126.5ha で、窪川地域約 68.4ha、大正地域約 43.7ha、十和地域約 14.4ha です。内訳として、新規発生 0.6ha 増、非農地判断済み 1.5ha 減、A 分類からの移動 8.9ha 増、その他基盤整備・国土調査等 0.1ha 増となっております。最後に平成 23 年度からの推移を示しております。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さん何かご意見、質問等はありませんか。  
無いようですので、この件は終わります。小休にいたします。

議 長 正会にいたします。続きまして、平成 30 年 9 月の新体制に向けて、役員会で協議をし、南国市農業委員会にも視察に行き、役員会でたたき台を作ってまいりましたので内容につきまして報告をいたします。皆様のご意見をお聞きしたいと思います。皆様のご意見を伺い、役員会でさらに協議を行い、町長部局と協議を行ってまいりたいと思いますのでよろ



しくお願いいたします。それでは、事務局より資料の説明をいたします。

事務局        それでは、説明いたします。新体制に向けて、農地利用最適化推進委員の地域割りについて役員会で協議を行ってまいりました。南国市農業委員会にて研修をさせていただき、各集落に一番馴染みよい地域割りとして小学校区を基本としております。廃校になっている小学校もありますが、自治活動の基本となっているのではないかと考えのもと、お手元の資料のとりの集落とし面積を集計しております。窪川地域 10 地区、大正地域 3 地区、十和地域 3 地区とし、窪川地域全体で 2435ha、大正地域全体 365ha、十和地域全体 437ha です。お手元の地図に色分け等をしておりますのでご確認いただければと思います。大正、十和地域は、100ha に 1 人、窪川地域につきましては、200ha に 1 人となっております。地域により大きな差はありますが、窪川地域は平たんな農地が比較的多く、大正十和地域は山間部に農地が点在しておりますので条件を勘案の上作成しております。役員会では農業委員数は上限の 19 人とし、推進委員を何人にすれば現場活動が可能なのかを協議いたしました結果、お手元の案となっております。

議 長        事務局の説明が終わりました。委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。何かありませんか。

議 長        1 番

1 番        私達大正十和地区につきましては、農地が点在しておりますので少ない人数では難しいと思います。窪川地区につきましては、面積が広い関係で、推進委員をもう少し増やすことはできないかと考えます。

議 長        14 番

14 番        窪川地域と大正十和地域では、筆数に違いがあると思います。多いと現場は大変であります。

議 長        31 番

31 番        窪川地域は農家数が多いので、大正十和地域よりも人数は多く必要と思います。

議 長        法改正で求められている農地利用の最適化推進、いわゆる担い手対策、農地集積、遊休農地解消について重要課題とされております。地域に精通した推進委員を配置して農地利用の最適化推進を農家から見える活動が求められておりますので推進委員の数は重要と思います。

議 長        14 番

14 番        自分たちも初めてのことなので、これから新体制の農業委員会に視察研修もさせてい

ただくことになるとと思いますが、うまくいっている委員会だけではなく課題のある委員会についても勉強していったらどうでしょうか。

議 長 今年7月に多くの農業委員会が新体制に変わります。県下でも半数近くが新体制になります。四万十町は県下の最後となりますので、皆様に多くの情報をお知らせしていきたいと思えます。

議 長 29 番

29 番 人数を増やす意見もありますが、希望者がいないことも考えられると思えます。

議 長 確かにそういう事も考えられます。円滑な移行ができますように勉強していきたいと思えます。他にありませんか。

議 長 無いようですので、役員会の報告を終わります。その他について、他にありませんか。

議 長 5 番

5 番 農業振興部会ですが、視察研修の件で検討委員会を持ちました。2月28日に協議いたしました事を報告いたします。今回はすでに新体制で活動している委員会を研修したかどうかという案です。来年農業委員あるいは推進委員で残られる方もおいでと思えますので、後1年の間にどういう体制での活動がいいのか思いを共有していければと考えております。ぜひ都合を合わせて参加をお願いいたします。公選の委員、推薦の委員の立場は違いますが、皆さん自分で決定し農業委員になられておりますので、欠席することなく自覚をもって参加をお願いいたします。

議 長 事務局

事務局 お手元に資料をお配りしております。新体制になって動きのある農業委員会をという意向もありましたので探しましたところ、3月の全国農業新聞に活動が掲載されておりました鳥取県日南町農業委員会です。農地利用状況調査や意向調査等に、農業委員と推進委員が協力しながら取り組んでおり、今後の参考になるのではと思えましたので提案です。新年度になってから相手方の意向も確認しお願いしなければなりません、日程につきましては6月下旬から7月初旬の意見がありましたのでその頃と考えております。

議 長 それでは、6月下旬から7月初旬で調整をお願いいたします。農業振興部会の意見もありましたように、皆さんの参加をよろしくをお願いいたします。

4月、5月に開催されます全国会議への出席について報告いたします。4月12日から13日に東京で開催されます平成29年度全国情報会議及び研修への出席ですが、田村久美子委員と事務局といたします。5月29日から30日に東京で開催されます平成29年度全国農業委員会会長大会及び研修への出席ですが、私と小野窪川農業振興部会長、宗海十和農

業振興部会長、事務局といたします。10月23日から25日に高知県で全国農業担い手サミットが開催されます。全体会の後、県下約10か所で分科会が開かれます。ご協力よろしくお願いいたします。他にご意見等ありませんか。

議 長 無いようですので、その他の件については終了します。

これで、本総会に付議されました案件はすべて終了いたしました。閉会にあたり、会長職務代理岡林委員より閉会の挨拶を申し上げます。

31番 大変お忙しい中、平成28年度第4回定例総会に出席いただき審議採決ご苦労様でした。月日の経つのも大変早く、私たちの委員会も任期の半分が過ぎて新委員の方も農業委員会活動にすっかり慣れておいでたことと思います。法改正施行より1年が経ちました。四万十町農業委員会も来年の9月に新体制に移行しますが、皆様のご意見、ご助言をいただかなければなりません。視察研修にも参加いただいて、より良い委員会を目指していきたくと思います。これで閉会の挨拶にさせていただきます。

議 長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして平成28年度四万十町農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

閉会 17時 30分